

| | |
|---|--|
|  水道ホットニュース | <p>(財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-8-1 虎ノ門電気ビル 2 F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp</p> |
|---|--|

「漏水に関する国際比較」及び「英国 OFWAT を巡る議論」について (その 2)

水道に関する海外情報として、「 . 漏水に関する国際比較」及び「 . (民営水道会社の経済的規制を担当する) 英国 OFWAT を巡る議論」について、2 回シリーズで紹介するものです。

. 英国 OFWAT を巡る議論について

- 英国議会下院委員会の最近の報告書 (2007 年 5 月発行) から -

(はじめに)

最近、英国、特にイングランド・ウェールズ地方などでは、少雨傾向に伴う長期渇水、さらには老朽化した配水管による漏水問題への対応が大きな課題となっています。

特に、ロンドン地域の配水本管は、布設後 100 年以上経過したものが 2 分の 1 以上、さらに (全体の) 3 分の 1 は 150 年以上前のビクトリア王朝時代に布設されたものであるといわれています。

(出典)

<http://mayor.london.gov.uk/assembly/reports/pubserv/water.pdf>

一方、英国イングランド・ウェールズの水道事業は、「10 の上下水道会社及び 12 の水道会社」の合計 22 の民営会社により行われています。そして、これらの民営会社に対して経済的な規制を行うのが通称「OFWAT」です。

英国下院 (House of Commons) の公共会計委員会 (Committee of Public Accounts) は、2007 年 1 月 29 日、水需要の問題について、OFWAT (正式名称は The Water Services Regulation Authority) 会長の Philip Fletcher 氏などに対する聴聞を行い、2007 年 5 月 10 日、公式議事録・口頭証言・証拠書類などとともに報告書を取りまとめ発行しました。

ここでは、「報告の概要」及び「結論及び勧告」について紹介することとします。

なお、報告書 (英文そのものは以下に出典として示してありますので、そちらをご覧ください。) の翻訳に当たっては、一部省略した箇所や筆者が意識した部分もありますが、ご了承ください。

1. 英国下院・公共会計委員会報告の概要

- ・ OFWAT は、消費者に対して最低コストで将来の水需要に対応するため、イングランド・ウェールズの 22 水道会社に対する価格規制を行う権限を有している。一方、2004～05 年度の冬季渇水により、8 水道会社は給水制限を実施した。もし、行動がとられなければ、イングランド・ウェールズの多くの地域で、将来の水需要が供給を上回るものとみられる。このため、OFWAT は、規制の仕組み、特に、水の有効利用、データの質、そして（権限の）実施について見直しが必要である。
- ・ OFWAT は、消費者がどのように水を使うか明確に理解しておらず、また、水の有効利用プロジェクトの効果に関する十分な証拠を収集していない。OFWAT は、水の有効利用に注意を傾け、消費者の行動について理解を深める必要がある。
- ・ OFWAT は、現在、水の需給に関して、信頼ができないデータに依存している。同じ地域なのに、一人一日当たり使用量は、124～177 リットルと大きな差がある。
- ・ OFWAT は、水道会社による持続的な投資を奨励することについて、幾分の成功を収めている。しかし、水の需要に対応するという約束を果たせなかった水道会社に対する制裁措置は不十分である。

2. 委員会報告における「結論と勧告」

(1) 英国 (UK) で水道メータが設置されている世帯は、わずか 28% である。

メータのない消費者の水道料金は固定制であり、水を有効利用しようとする財政的インセンティブが働かない。OFWAT は、水道会社に対して、例えば、ビル居住者の交代時にメータを設置したり、消費者にメータ使用のメリットを宣伝するなどによって、消費者にメータ使用を促進することを求めるべきである。

(2) 2000 年以来、テムズウォーター社 (Tames Water) は漏水に関する目標を一度も達成していないが、OFWAT は 2005 年度まで何ら法的措置を執っていないし、財政的なペナルティを課すことができるという新たな権限も行使していない。

OFWAT は、目標を達成しない水道会社に対して、最大限の財政的ペナルティを行使することにより、法的措置を執るべきである。また、水道会社のライセンスを無効とするなど、より強力な制裁措置を執る意思があるという法的な立場を明らかにすべきである。

(3) もし、水道会社が節水するものと消費者が信じれば、渇水時に消費者の 62% が節水するという研究結果が示されている。

OFWAT は節水に取り組むという水道会社の約束を実証するために、水不足の期間においては全ての目に見える漏水を修理するなどの特別の行動をとるよう、水道会社に求めるべきである。

(4) 水使用量データは信頼できない。

水使用量の推計は、同じ地域であっても、非常に異なっている。Three Valleys Water 社は一人一日当たり 177 リットルと推計しているが、すぐ近くの Tendring Hundred 社は 124 リットルと推計している。OFWAT は、水道会社に対して、一人一日当たり使用量に関するデータがよりよいものとなるよう、水使用量計測のための一貫した手法を用いることを求めるべきである。

(5) OFWAT は、水使用量の差について十分に説明できていない。

8 年前の研究では、差の 60% が社会経済的な要因であるとされている。OFWAT は、更なる新たな研究は行っていない。OFWAT は、次の定期的なレビューにおいて水道料金の上限を決定する前に、水使用量についてもっと理解を深める必要がある。

(6) 2002 年の当該委員会の勧告にもかかわらず、水の有効利用が最も効果的であるということを OFWAT は認識していない。

(7) 2002年の委員会勧告以来、漏水推計の一貫性及び正確性の改善、また、漏水の経済的なレベルの算定において、OFWATには一定の進展がみられる。

しかし、漏水の経済的なレベルの評価については、社会的・環境的なコストが未だ十分には考慮されていない。

(8) 消費者は、水道会社によって課せられた水道使用の制限措置に対する直接補償を受けていない。

OFWATは、業務遂行レベルが低い水道会社を罰金に処することができるが、罰金は消費者への補償には結びついていない。OFWATは、他の規制機関、例えば、郵便セクターが用いている補償協定が、水セクターに適用可能なものかどうか、調査すべきである。

(9) 全ての水道会社は、その地域において独占企業である。

したがって、特別なサービス水準のために消費者が快く支払う価格を決定する市場が存在しない。OFWATは、消費者が改善されたサービスに対してより多く支払う意思があるかどうかを立証するための研究について調整を行うべきである。

(10) OFWATは、その権限を十分に用いることに対して、緩慢である。

例えば、Thames Waterが6年連続して漏水に関する目標を達成できなかったにもかかわらず、罰金を科さずに、同社の約束を受け入れている。現在、United Utilitiesに対しては、許可条件に繰り返し重大な違反をしたとして売上高のちょうど0.7%の罰金を科そうとしている。OFWATは、それが水道会社の法令遵守を確保するために必要な決定であることを示すべきである。

(出典)

<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200607/cmselect/cmpubacc/286/286.pdf>

(文責) センター常務理事兼技監 安藤 茂

FAXでお届けしている皆様方へのお願い

「JWRC水道ホットニュース」は、現在E-メールまたはFAXでお送りしておりますが、よりタイムリーに情報をご提供するため、将来的に配信方法をE-メールに一元化したいと考えております。

本号をFAXでお届けした皆様方のうち、次号以降の配信方法をE-メールに変更しても宜しい場合には、

- (1) 現在の 配信先FAX番号
- (2) 次回以降の 配信先E-メールアドレス
- (3) (2)の配信先組織(部署)名、ご担当者名、連絡先電話番号

を、当センター ホットニュース配信担当 宛(jwrchot@jwrc-net.or.jp)にE-メールでご連絡いただければ幸いです。

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。